

職員の処分について（その1）

宮城県教育委員会は、下記のとおり処分を行いましたので、懲戒処分等の公表基準（平成12年4月1日施行）により、お知らせします。

記

1 発生年月日
令和3年8月末から令和4年1月上旬頃まで

2 所属の種別
特別支援学校

3 年齢
51歳

4 管理職，一般職の別
一般職

5 教育職員と教育職員以外の別
教育職員

6 事件・事故の概要

当該職員は、当時勤務していた高等学校において、生徒と部活動中の態度について体育教官室で話をしていた際に、当該生徒の態度が悪いと感じたことから、当該生徒のマスクを振り払い、冷静さを失ったまま、平手で頭を1回叩いた後、胸部を平手で2～3回押して胸ぐらをつかんで揺さぶったことで当該生徒に恐怖を与えた。

また、当該職員は、生徒に対し「頭が悪いのだから勉強に専念しろ」等と述べたり、反抗的な態度を示した生徒の胸を指で押す等の不適切な言動を行っていた。加えて、転部するよう伝える等不適切な言動を行ったところ、2名の生徒が転部した。

当該職員は、「申し訳ないという気持ちでいっぱいです。」と述べている。

7 処分内容
懲戒処分として「減給6月」

8 処分年月日
令和4年8月10日

職員の処分について（その2）

宮城県教育委員会は、下記のとおり処分を行いましたので、懲戒処分等の公表基準（平成12年4月1日施行）により、お知らせします。

記

- 1 発生年月日
平成27年4月28日及び同年5月5日
- 2 所属の種別
高等学校
- 3 年齢
53歳
- 4 管理職，一般職の別
一般職
- 5 教育職員と教育職員以外の別
教育職員
- 6 事件・事故の概要
当該職員は、平成27年4月28日、当時勤務する学校とは別の高等学校に在籍していた女子生徒と仙台市内の公園に出かけた際、同生徒の手を握り、身体を抱きしめ、キスをしながら胸を触った。また、同年5月5日にも、同生徒の身体を抱きしめた。
当該職員は、「学校全体の信用を失墜させていることについて、本当に申し訳ないと思っている。」と述べている。
- 7 処分内容
懲戒処分として「免職」
- 8 処分年月日
令和4年8月10日